

正誤表

この度は、『平成29年版廃棄物処理法令（三段対照）・通知集』をお買い上げ頂き誠にありがとうございます。

通知P318の「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルについて（通知）」について、記載に誤りがありました。下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。

○食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルについて（通知）

（平成28年6月21日 環廃産発第1606211号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から
各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、本年1月、食品製造業者等から処理委託を受けた廃棄物を、産業廃棄物処理業者により食品として転売された事案が判明したところであり、同月18日付けで産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令の遵守について適正な指導等を行うよう通知したところである。

環境省では、本年3月14日に食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応を公表し、廃棄物処理業者に係る対策として、食品廃棄物の不正転売防止に係る立入検査マニュアルを策定して、監視体制の強化を図ることとしたところであり、今般、別添「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を策定したので通知する。

ついでには、廃棄物処理法に基づく立入検査に当たって、本マニュアルを活用されたい。また、平成20年5月16日付け環廃産発第080516001号産業廃棄物課長通知「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」に基づき、立入検査等を効果的かつ確実にを行うようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別添 略